

2019年9月2日

あおぞら投信株式会社

「空を飛ぶ 街が飛ぶのか これからは 人より高い 目線の先に」

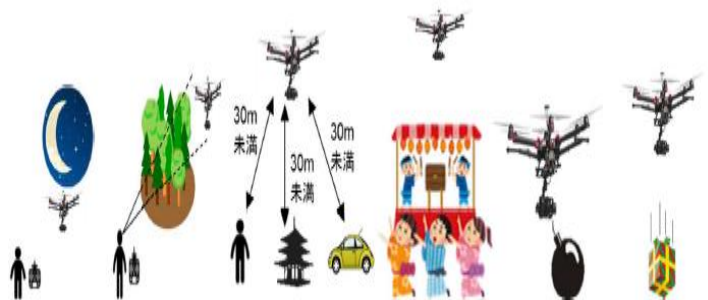
ドローン(Drone：雄の蜂の羽音)という遠隔操作の無人航空機が広く活用されるようになってきています。第二次世界大戦時には無人爆撃機として研究開発されていましたが、いまや様々な分野でその利用価値を示してきています。日本ではヘリコプターの農薬散布がドローンでの散布に取って代わられるといったところから活用が広がっています。この先どのような活用の場があるのでしょうか。

まず産業界では物流への活用が考えられています。郊外への配送は高齢化が進んでいる消費者にとって利便性の高いものとなります。また緊急時の血液製剤やワクチンなどの医療品の配送に関しては都市部においても活用が検討されています。安心して民家の屋根の上をドローンが飛行できるかといった法整備なども必要となります。日本だけではなく、既にアフリカのルワンダでもドローン配送事業が始まっています。人の力だけでは足りない部分をドローンが補う関係となるのでしょうか。ドローンによる空中撮影の技術も発展しています。これはビジネス上の活用でも、また趣味の世界にも広がっており、空から見る風景を自由に撮影する力も発揮されていくでしょう。夢が広がる活用方法と同時に、災害時の活用方法も多数考えられ、人の行動範囲の限界をカバーするドローンの活躍は、これから更に展開していくと考えます。

柳谷俊郎

法律等によるドローンへの規制

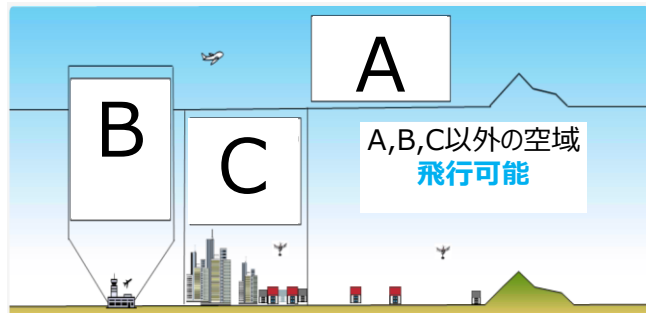
航空法によるドローンの禁止事項



(夜間飛行) (目視外飛行) (30m未満の飛行) (150m以上空飛行) (危険物輸送) (物件投下)

航空法以外の法令による禁止事項

- ①国の重要な施設、外国公館、原子力事業所等の周辺
- ②私有地の上空
- ③条例による制限
- ④電波法に触れる行い
- ⑤道路からの離着陸



(A 150m上空以上) (B 空港周辺)
(C 人口密集地区)

国土交通省の無人航空機の飛行ルールに記載されている事例

- ①高速道路や新幹線の上空を飛行させない
- ②鉄道車両や自動車とは必要な距離を保てるよう飛行させる
- ③高圧線、変電所、電波塔及び無線施設付近で飛行させない
(電波障害による操縦不能が懸念されるため)

出所：国土交通省ウェブサイト 及び各種情報を基にあおぞら投信が作成。

本資料は情報の提供を目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示された意見などは、本資料作成日現在の当社の見解であり、事前の予告なしに変更される事もあります。投資信託の取得に当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

商号：あおぞら投信株式会社 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第2771号

加入協会：一般社団法人投資信託協会 ホームページ・アドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>